

# 結 果 の 概 要

## 1 令和6年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあったが、令和5年においては一時的に増加に転じていたところ、令和6年においては、刑法犯を除き、再び減少傾向が見られた。罪種別に前年と比較すると、刑法犯のみ増加し、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反は減少している。

また、少年被疑事件も同様であるところ、外国人被疑事件（※2）については、刑法犯、特別法犯ともに増加した。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

## 2 被疑事件の受理

### (1) 通常受理人員（統計表第7、9、10表関係）

令和6年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は778,287人で、前年に比べると1.1%（8,420人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は5.5%（10,971人）増加し、特別法犯は3.7%（3,156人）、道路交通法等違反は0.8%（1,753人）それぞれ減少している。

なお、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は274,345人で、刑法犯全体の56.5%、総数の35.2%を占め、前年に比べると5.0%（14,482人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

| 罪 種             | 人 員     | 構成比（%） | 対前年比（%） |
|-----------------|---------|--------|---------|
| 総 数             | 778,287 | 100.0  | -1.1    |
| 刑 法 犯           | 211,344 | 27.2   | 5.5     |
| 特 別 法 犯         | 81,175  | 10.4   | -3.7    |
| 自動車による過失致死傷等    | 274,345 | 35.2   | -5.0    |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 | 211,423 | 27.2   | -0.8    |

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、令和元年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、令和4年までは全ての罪種について減少傾向であったが、令和5年から増加に転じており、令和6年は刑法犯を除き、再び減少している。

表2 通常受理人員の指数の推移

| 罪 種             | 令和元年 | 2年  | 3年 | 4年 | 5年 | 6年  |
|-----------------|------|-----|----|----|----|-----|
| 総 数             | 100  | 89  | 85 | 82 | 87 | 86  |
| 刑 法 犯           | 100  | 97  | 93 | 90 | 99 | 105 |
| 特 別 法 犯         | 100  | 101 | 96 | 91 | 96 | 92  |
| 自動車による過失致死傷等    | 100  | 81  | 78 | 76 | 78 | 74  |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 | 100  | 91  | 86 | 81 | 89 | 88  |

（注）1 令和元年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

### (2) 罪名別通常受理人員（統計表第7、9表関係）

令和6年における刑法犯の通常受理人員は485,689人で、前年に比べると14.9%（62,925人）増加している。

主な罪名別（※）に前年と比較する（表3）と、不同意わいせつ・不同意性交等（27.4%、2,025人）、横領・背任（6.5%、483人）、盗品等関係（4.0%、37人）などがそれぞれ増加し、収賄・贈賄（37.9%、83人）、放火（5.6%、43人）、暴力行為等処罰に関する法律（5.8%、116人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

| 罪名             | 人 員     | 構 成 比 (%) | 対前年比 (%) |
|----------------|---------|-----------|----------|
| 総数             | 485,689 | 100.0     | 14.9     |
| 公務執行妨害         | 1,845   | 0.4       | 2.7      |
| 放火             | 723     | 0.1       | -5.6     |
| 住居侵入           | 5,832   | 1.2       | -0.2     |
| 文書偽造           | 2,303   | 0.5       | -0.5     |
| 不同意わいせつ・不同意性交等 | 9,424   | 1.9       | 27.4     |
| 賭博・富くじ         | 555     | 0.1       | 2.6      |
| 収賄・贈賄          | 136     | 0.0       | -37.9    |
| 殺人             | 1,427   | 0.3       | 2.0      |
| 傷害             | 38,558  | 7.9       | 2.8      |
| 自動車による過失致死傷等   | 274,345 | 56.5      | -3.2     |
| 窃盗             | 83,329  | 17.2      | 3.6      |
| 強盗             | 2,656   | 0.5       | -1.8     |
| 詐欺             | 16,396  | 3.4       | 2.6      |
| 恐喝             | 1,886   | 0.4       | -0.6     |
| 横領・背任          | 7,936   | 1.6       | 6.5      |
| 盗品等関係          | 958     | 0.2       | 4.0      |
| 毀棄・隠匿          | 7,562   | 1.6       | 1.2      |
| 暴力行為等処罰に関する法律  | 1,880   | 0.4       | -5.8     |
| その他の刑法犯        | 27,938  | 5.8       | 36.8     |

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和6年における特別法犯の通常受理人員は81,175人で、前年に比べると0.8%（639人）減少している。

主な罪名別に前年と比較する（表4）と、金融商品取引法（101.4%、73人）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（14.3%、9人）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（4.5%、9人）などがそれぞれ増加し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（58.6%、17人）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（22.7%、675人）、不正競争防止法（16.2%、16人）などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

| 罪名                                     | 人 員    | 構 成 比 (%) | 対前年比 (%) |
|----------------------------------------|--------|-----------|----------|
| 総数                                     | 81,175 | 100.0     | -0.8     |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律                | 1,458  | 1.8       | -1.3     |
| 銃砲刀剣類所持等取締法                            | 4,960  | 6.1       | -5.1     |
| 売春防止法                                  | 512    | 0.6       | -2.7     |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 | 2,294  | 2.8       | -22.7    |
| ストーカー行為等の規制等に関する法律                     | 1,296  | 1.6       | 3.3      |
| インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律  | 12     | 0.0       | -58.6    |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律             | 72     | 0.1       | 14.3     |
| 著作権法                                   | 126    | 0.2       | -13.7    |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                       | 5,998  | 7.4       | -6.0     |
| 金融商品取引法                                | 145    | 0.2       | 101.4    |
| 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律              | 211    | 0.3       | 4.5      |
| 貸金業法                                   | 70     | 0.1       | 1.4      |
| 不正競争防止法                                | 83     | 0.1       | -16.2    |
| 不正アクセス行為の禁止等に関する法律                     | 206    | 0.3       | -8.4     |
| 出入国管理及び難民認定法                           | 6,747  | 8.3       | 0.2      |
| その他の特別法犯                               | 56,985 | 70.2      | -1.2     |

なお、令和6年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、麻薬及び向精神薬取締法（41.8%、739人）、覚醒剤取締法（7.7%、744人）などが増加し、大麻取締法（5.0%、466人）、麻薬特例法（3.5%、33人）が減少している。

令和元年以降の麻薬、覚醒剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

| 罪 名         | 令和<br>元年        | 2 年             | 3 年            | 4 年            | 5 年            | 6 年            |
|-------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 大 麻 取 締 法   | 6,255<br>(100)  | 7,243<br>(116)  | 8,217<br>(131) | 7,767<br>(124) | 9,395<br>(155) | 8,929<br>(143) |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 1,000<br>(100)  | 1,153<br>(115)  | 1,147<br>(115) | 1,264<br>(126) | 1,770<br>(177) | 2,509<br>(251) |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 13,325<br>(100) | 13,644<br>(102) | 12,820<br>(96) | 9,864<br>(74)  | 9,683<br>(73)  | 10,427<br>(78) |
| あ へ ん 法     | 3<br>(100)      | 15<br>(500)     | 17<br>(567)    | 2<br>(67)      | 8<br>(267)     | 11<br>(367)    |
| 麻 薬 特 例 法   | 637<br>(100)    | 702<br>(110)    | 790<br>(124)   | 894<br>(140)   | 944<br>(148)   | 911<br>(143)   |

(注) ( ) 内の数は、令和元年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員（統計表第8、9、10表関係）

令和6年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員（※）の総数は783,410人で、未済となった被疑事件の人員の総数は28,354人である。前年と比べると、既済人員は1.1%（8,858人）減少し、未済人員は8.6%（2,252人）増加している。罪種別に前年と比較する（表6）と、既済人員については、刑法犯（5.7%、11,289人）は増加し、特別法犯（3.7%、3,200人）、自動車による過失致死傷等（5.1%、14,713人）、道路交通法等違反（1.0%、2,234人）はそれぞれ減少している。未済人員については、刑法犯（7.8%、1,026人）、自動車による過失致死傷等（7.3%、355人）、道路交通法等違反（15.6%、578人）と全て増加している。

（※）時効再起事件の人員（29人）及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

| 罪 種          | 既済人員    | 構成比(%) | 対前年比(%) | 未済人員   | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|--------------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 総 数          | 783,410 | 100.0  | -1.1    | 28,354 | 100.0  | 8.6     |
| 刑 法 犯        | 210,864 | 26.9   | 5.7     | 14,138 | 49.9   | 7.8     |
| 特 別 法 犯      | 83,100  | 10.6   | -3.7    | 4,712  | 16.6   | 6.6     |
| 自動車による過失致死傷等 | 274,954 | 35.1   | -5.1    | 5,210  | 18.4   | 7.3     |
| 道路交通法等違反     | 214,492 | 27.4   | -1.0    | 4,294  | 15.1   | 15.6    |

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、令和6年における受理人員（旧受及び新受）総数（927,079人）に対する未済人員（28,354人）の割合は3.0%で、前年と比較して0.2ポイント上昇している。

令和6年の既済率は、総数は96.5%で、前年と比較して0.3ポイント低下している。

令和元年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

| 罪 種          | 令和<br>元年 | 2 年  | 3 年  | 4 年  | 5 年  | 6 年  |
|--------------|----------|------|------|------|------|------|
| 総 数          | 98.0     | 97.2 | 97.3 | 96.8 | 96.8 | 96.5 |
| 刑 法 犯        | 95.9     | 95.1 | 94.5 | 94.0 | 93.8 | 93.7 |
| 特 別 法 犯      | 96.6     | 95.5 | 95.3 | 94.8 | 95.1 | 94.6 |
| 自動車による過失致死傷等 | 98.9     | 98.5 | 98.7 | 98.3 | 98.4 | 98.1 |
| 道路交通法等違反     | 98.9     | 98.2 | 98.6 | 98.2 | 98.3 | 98.0 |

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8、9、10表関係）

令和6年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は239,070人で0.4%（925人）増加し、不起訴は494,018人で2.6%（13,203人）減少している。

令和元年以降の既済事由別人員の構成比の推移は表8のとおりである。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

| 既 済 事 由     |  | 令和元年  | 2年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    |
|-------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 数         |  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 起 訴         |  | 31.1  | 31.4  | 31.5  | 30.5  | 30.1  | 30.5  |
| 公 判 請 求     |  | 8.9   | 9.8   | 9.9   | 9.3   | 9.5   | 10.2  |
| 略 式 命 令 請 求 |  | 22.2  | 21.5  | 21.7  | 21.3  | 20.5  | 20.3  |
| 不 起 訴       |  | 63.5  | 63.2  | 63.5  | 64.2  | 64.0  | 63.1  |
| そ の 他       |  | 5.3   | 5.4   | 5.0   | 5.2   | 5.9   | 6.4   |

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

令和6年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は86.9%で0.7ポイント低下、嫌疑不十分は9.7%で0.8ポイント上昇、その他は3.3%で0.2ポイント低下した。

令和6年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では69.6%で、自動車による過失致死傷等は11.8%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、令和元年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、刑法犯では、令和3年までは上昇傾向にあり、令和4年に0.8ポイント低下したものの、令和5年では0.1ポイント上昇し、令和6年でも0.4ポイント上昇している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

| 区 分               |             | 令和元年 | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   | 6年   |
|-------------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 刑 法 犯             | 公 判 請 求     | 46.9 | 48.4 | 48.4 | 47.6 | 47.7 | 48.1 |
|                   | 略 式 命 令 請 求 | 53.1 | 51.6 | 51.6 | 52.4 | 52.3 | 51.9 |
| 自動車による過失致死傷を除く刑法犯 | 公 判 請 求     | 70.8 | 71.2 | 71.4 | 70.7 | 70.4 | 69.6 |
|                   | 略 式 命 令 請 求 | 29.2 | 28.8 | 28.6 | 29.3 | 29.6 | 30.4 |
| 自動車による過失致死傷等      | 公 判 請 求     | 10.7 | 11.0 | 11.2 | 10.8 | 11.1 | 11.8 |
|                   | 略 式 命 令 請 求 | 89.3 | 89.0 | 88.8 | 89.2 | 88.9 | 88.2 |

(3) 被疑者の年齢（統計表第47、48表関係）

令和6年において刑法犯（自動車による過失致死傷等を除く。）で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、男性は20歳～24歳、女性は70歳以上が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、令和元年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳と70歳以上の構成比は、令和3年までは上昇傾向にあったが、令和4年から、前者は低下傾向となり、後者は令和5年と比べ0.6ポイント低下した。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

| 年 齢    | 令和元年  | 2年    | 3年    | 4年    | 5年    | 令和6年  |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |       |       |       |       |       | 総数    | 男     | 女     |
| 総 数    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 14～17歳 | 0.0   | 0.1   | 0.1   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
| 18～19歳 | 0.8   | 0.9   | 1.0   | 0.9   | 1.0   | 0.9   | 1.0   | 0.6   |
| 20～24歳 | 13.3  | 14.0  | 14.2  | 13.8  | 13.5  | 13.3  | 13.9  | 10.3  |
| 25～29歳 | 10.8  | 11.0  | 11.0  | 11.2  | 11.3  | 11.6  | 12.1  | 9.3   |
| 30～34歳 | 10.1  | 9.6   | 9.2   | 9.3   | 9.4   | 10.1  | 10.4  | 8.5   |
| 35～39歳 | 10.0  | 9.2   | 9.4   | 9.5   | 9.2   | 9.3   | 9.6   | 8.1   |
| 40～44歳 | 10.2  | 9.5   | 9.3   | 9.0   | 9.1   | 8.9   | 9.1   | 8.2   |
| 45～49歳 | 10.2  | 9.9   | 9.7   | 9.4   | 9.1   | 8.9   | 8.9   | 9.0   |
| 50～54歳 | 7.9   | 7.9   | 8.2   | 8.8   | 8.7   | 8.9   | 8.8   | 9.3   |
| 55～59歳 | 6.2   | 6.4   | 6.4   | 6.5   | 7.0   | 7.1   | 7.1   | 7.1   |
| 60～64歳 | 5.0   | 5.2   | 5.0   | 5.0   | 5.4   | 5.3   | 5.2   | 5.7   |
| 65～69歳 | 5.3   | 5.1   | 4.7   | 4.5   | 4.3   | 4.1   | 4.0   | 4.9   |
| 70歳以上  | 10.1  | 11.3  | 12.0  | 11.9  | 12.1  | 11.5  | 10.0  | 19.1  |

(4) 起訴率（統計表第8、9、10表関係）

令和6年において起訴した人員は239,070人である。罪種別に起訴した人員の構成比を見ると、刑法犯は69,026人で28.9%、特別法犯は36,791人で15.4%、自動車による過失致死傷等は41,155人で17.2%、道路交通法等違反は92,098人で38.5%である。

令和6年の起訴率は32.6%である。

令和元年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、自動車による過失致死傷等は緩やかな増加傾向にあり、道路交通法等違反は減少傾向にあるが、特別法犯については令和5年に比べ1.1ポイント上昇している。

表11 起訴率の推移

| 罪 種             | 令和元年 | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   | 6年   |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| 総 数             | 32.9 | 33.2 | 33.2 | 32.2 | 32.0 | 32.6 |
| 刑 法 犯           | 38.2 | 37.4 | 36.8 | 36.2 | 36.9 | 37.7 |
| 特 別 法 犯         | 49.3 | 48.8 | 48.7 | 45.8 | 45.4 | 46.5 |
| 自動車による過失致死傷等    | 12.4 | 13.5 | 13.7 | 13.5 | 14.2 | 15.3 |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 | 54.4 | 50.6 | 51.0 | 50.3 | 46.8 | 45.4 |

（注）1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、令和元年以降の推移を見る（表12）と、同年と比較して、放火（4.4ポイント）、自動車による過失致死傷（2.9ポイント）、横領・背任（2.5ポイント）などが上昇し、収賄・贈賄（15.2ポイント）、賭博・富くじ（14.5ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

| 罪 名            | 令和元年 | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   | 6年   |
|----------------|------|------|------|------|------|------|
| 公 務 執 行 妨 害    | 53.5 | 52.2 | 48.4 | 44.7 | 44.9 | 46.6 |
| 放 火            | 32.5 | 34.0 | 33.4 | 34.0 | 39.6 | 36.9 |
| 住 居 侵 入        | 40.0 | 40.5 | 41.3 | 40.4 | 41.3 | 40.1 |
| 文 書 偽 造        | 39.5 | 31.4 | 27.1 | 28.6 | 33.0 | 33.7 |
| 不同意わいせつ・不同意性交等 | 34.2 | 34.7 | 31.9 | 32.6 | 33.6 | 34.5 |
| 賭 博 ・ 富 く じ    | 66.7 | 68.8 | 59.6 | 54.2 | 60.6 | 52.2 |
| 収 賄 ・ 贈 賄      | 57.1 | 89.0 | 84.1 | 37.0 | 43.2 | 41.9 |
| 殺 人            | 33.6 | 25.4 | 23.5 | 30.5 | 27.4 | 33.1 |
| 傷 害            | 32.8 | 31.4 | 30.2 | 30.1 | 29.5 | 28.9 |
| 自動車による過失致死傷等   | 12.4 | 13.5 | 13.7 | 13.5 | 14.2 | 15.3 |
| 窃 盗            | 43.2 | 43.7 | 43.6 | 43.4 | 44.7 | 44.8 |
| 強 盗            | 47.8 | 42.2 | 25.9 | 29.6 | 38.8 | 38.2 |
| 詐 欺            | 57.0 | 54.5 | 52.7 | 48.0 | 49.1 | 51.4 |
| 恐 喝            | 32.4 | 29.1 | 29.1 | 24.9 | 29.8 | 26.5 |
| 横 領 ・ 背 任      | 20.0 | 20.8 | 19.9 | 21.7 | 22.6 | 22.5 |
| 盗 品 等 関 係      | 22.5 | 25.5 | 20.1 | 19.9 | 32.1 | 20.8 |
| 毀 棄 ・ 隠 匿      | 22.2 | 22.1 | 22.4 | 22.9 | 22.9 | 23.5 |
| 暴力行為等処罰に関する法律  | 36.7 | 33.8 | 30.6 | 31.5 | 29.7 | 31.2 |

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

(5) 処理期間（統計表第30、31表関係）

令和6年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯40.5%、特別法犯41.5%、総数40.8%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯69.9%、特別法犯70.7%、総数70.2%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯84.2%、特別法犯85.5%、総数84.6%である。

- (※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。  
(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

| 罪 種     | 総 数     | 15 日<br>以 内 | 1 月<br>以 内 | 2 月<br>以 内 | 3 月<br>以 内 | 6 月<br>以 内 | 1 年<br>以 内 | 2 年<br>以 内 | 2 年を<br>超える |
|---------|---------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 総 数     | 339,315 | 138,454     | 99,613     | 49,010     | 21,174     | 24,236     | 6,277      | 533        | 18          |
|         | (100.0) | (40.8)      | (29.4)     | (14.4)     | (6.2)      | (7.1)      | (1.8)      | (0.2)      | (0.0)       |
| 刑 法 犯   | 238,584 | 96,677      | 70,160     | 34,138     | 14,848     | 17,466     | 4,863      | 425        | 7           |
|         | (100.0) | (40.5)      | (29.4)     | (14.3)     | (6.2)      | (7.3)      | (2.0)      | (0.2)      | (0.0)       |
| 特 別 法 犯 | 100,731 | 41,777      | 29,453     | 14,872     | 6,326      | 6,770      | 1,414      | 108        | 11          |
|         | (100.0) | (41.5)      | (29.2)     | (14.8)     | (6.3)      | (6.7)      | (1.4)      | (0.1)      | (0.0)       |

(注) ( ) 内は、総数に対する構成比である。

## 4 少年被疑事件

### (1) 通常受理人員（統計表第27表関係）

令和6年における少年被疑事件の通常受理人員は53,179人で、前年に比べると8.7%（4,248人）増加している。

罪種別に前年と比較して見る（表14）と、刑法犯は16.6%（4,157人）、道路交通法等違反は9.5%（1,056人）それぞれ増加し、特別法犯は6.4%（325人）、自動車による過失致死傷等は8.3%（640人）それぞれ減少している。

また、男女別構成比では、男性が84.1%を占めている。前年に比べると、男性は9.2%（3,754人）、女性は6.2%（494人）それぞれ増加している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

| 罪 種          | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|--------------|--------|---------|----------|
| 総 数          | 53,179 | 100.0   | 8.7      |
| 刑 法 犯        | 29,269 | 55.0    | 16.6     |
| 特 別 法 犯      | 4,723  | 8.9     | -6.4     |
| 自動車による過失致死傷等 | 7,070  | 13.3    | -8.3     |
| 道路交通法等違反     | 12,117 | 22.8    | 9.5      |
| 男            | 44,742 | 84.1    | 9.2      |
| 女            | 8,437  | 15.9    | 6.2      |

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、令和元年以降の推移を罪種別に見る（表15）と、令和3年までは特別法犯を除いた罪種で低下傾向であったが、令和4年に刑法犯も上昇に転じ、令和5年においては、自動車による過失致死傷等を除く罪種で大幅に上昇し、令和6年も特別法犯を除き、上昇が続いている。

また、男女別の推移も令和4年から上昇に転じており、令和6年は前年に比べ男性9ポイント、女性6ポイント上昇している。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

| 罪 種          | 令和<br>元年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 |
|--------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総 数          | 100      | 91  | 81  | 82  | 98  | 106 |
| 刑 法 犯        | 100      | 88  | 75  | 77  | 99  | 116 |
| 特 別 法 犯      | 100      | 107 | 112 | 124 | 148 | 138 |
| 自動車による過失致死傷等 | 100      | 85  | 80  | 78  | 74  | 68  |
| 道路交通法等違反     | 100      | 98  | 85  | 84  | 101 | 110 |
| 男            | 100      | 91  | 80  | 82  | 98  | 107 |
| 女            | 100      | 89  | 83  | 84  | 95  | 101 |

- (注) 1 令和元年を100とする指数である。  
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

### (2) 罪名別通常受理人員（統計表第27表関係）

令和6年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別（※）に見る（表16）と、前年に比べて、強盗（41.2%、188人）、不同意わいせつ・不同意性交等（31.7%、205人）、殺人（23.9%、11人）などが増加し、暴力行為等処罰に関する法律（27.8%、55人）、放火（27.3%、12人）などが減少した。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし、注記のある場合は、それによる。  
以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

| 罪 名            | 人 員    | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|----------------|--------|--------|---------|
| 総 数            | 36,339 | 100.0  | 10.7    |
| 公務執行妨害         | 110    | 0.3    | 0.0     |
| 放 火            | 32     | 0.1    | -27.3   |
| 住 居 侵 入        | 1,165  | 3.2    | 5.5     |
| 文 書 偽 造        | 93     | 0.3    | 22.4    |
| 不同意わいせつ・不同意性交等 | 852    | 2.3    | 31.7    |
| 殺 人            | 57     | 0.2    | 23.9    |
| 傷 害            | 4,063  | 11.2   | 18.7    |
| 自動車による過失致死傷等   | 7,070  | 19.5   | -8.3    |
| 窃 盗            | 14,519 | 40.0   | 15.1    |
| 強 盗            | 644    | 1.8    | 41.2    |
| 詐 欺            | 1,162  | 3.2    | 4.9     |
| 恐 喝            | 552    | 1.5    | 5.3     |
| 横 領 ・ 背 任      | 1,937  | 5.3    | 19.3    |
| 盗 品 等 関 係      | 418    | 1.2    | 5.3     |
| 暴力行為等処罰に関する法律  | 143    | 0.4    | -27.8   |
| そ の 他 の 刑 法 犯  | 3,522  | 9.7    | 28.6    |

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷・不同意性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法は294人で96.0%（144人）、覚醒剤取締法は163人で14.0%（20人）、毒物及び劇物取締法は10人で400.0%（8人）それぞれ増加し、大麻取締法は1,432人で4.1%（61人）減少した。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7、9、10、27表関係）

令和6年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は6.8%で、前年に比べ0.6ポイント上昇した。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、令和元年以降の推移を罪種別に比較する（表17）と、令和4年から自動車による過失致死傷等を除き上昇傾向に転じ、令和6年は前年と比較して刑法犯は1.3ポイント、道路交通法等違反は0.5ポイントそれぞれ上昇し、特別法犯は0.2ポイント、自動車による過失致死傷等は0.1ポイント減少している。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

| 罪 種          | 令和元年 | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   | 6年   |
|--------------|------|------|------|------|------|------|
| 総 数          | 5.6  | 5.7  | 5.3  | 5.6  | 6.2  | 6.8  |
| 刑 法 犯        | 12.5 | 11.3 | 10.0 | 10.7 | 12.5 | 13.8 |
| 特 別 法 犯      | 3.9  | 4.1  | 4.5  | 5.3  | 6.0  | 5.8  |
| 自動車による過失致死傷等 | 2.8  | 2.9  | 2.9  | 2.9  | 2.7  | 2.6  |
| 道路交通法等違反     | 4.6  | 4.9  | 4.5  | 4.7  | 5.2  | 5.7  |

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

令和6年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、強盗（7.3ポイント）、横領・背任（2.6ポイント）、窃盗（1.7ポイント）などであり、減少している罪名は、暴力行為等処罰に関する法律（2.3ポイント）、放火（1.3ポイント）などである。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

| 罪 名            | 少年   | 成人   |
|----------------|------|------|
| 総 数            | 7.5  | 92.5 |
| 公務執行妨害         | 6.0  | 94.0 |
| 放火             | 4.4  | 95.6 |
| 住居侵入           | 20.0 | 80.0 |
| 文書偽造           | 4.0  | 96.0 |
| 不同意わいせつ・不同意性交等 | 9.0  | 91.0 |
| 殺人             | 4.0  | 96.0 |
| 傷害             | 10.5 | 89.5 |
| 自動車による過失致死傷等   | 2.6  | 97.4 |
| 窃盗             | 17.4 | 82.6 |
| 強盗             | 24.2 | 75.8 |
| 詐欺             | 7.1  | 92.9 |
| 恐喝             | 29.3 | 70.7 |
| 横領・背任          | 24.4 | 75.6 |
| 盗品等関係          | 43.6 | 56.4 |
| 暴力行為等処罰に関する法律  | 7.6  | 92.4 |
| その他の刑法犯        | 9.7  | 90.3 |

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ致死傷・不同意性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

#### (4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

令和6年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る（表19）と、前年に比べて、14・15歳は17.6%（1,055人）、16・17歳は18.9%（2,031人）、18・19歳は2.7%（431人）それぞれ増加している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

| 年 齢    | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|--------|--------|---------|----------|
| 総 数    | 36,339 | 100.0   | 10.7     |
| 14・15歳 | 7,039  | 19.4    | 17.6     |
| 16・17歳 | 12,792 | 35.2    | 18.9     |
| 18・19歳 | 16,508 | 45.4    | 2.7      |

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、令和元年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、令和6年は前年に比べて、14・15歳の割合は1.2ポイント、16・17歳の割合は2.4ポイントそれぞれ上昇し、18・19歳の割合は3.6ポイント低下している。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

| 年 齢    | 令和元年  | 2年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 数    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 14・15歳 | 14.1  | 14.0  | 14.2  | 15.5  | 18.2  | 19.4  |
| 16・17歳 | 30.4  | 30.0  | 29.6  | 29.6  | 32.8  | 35.2  |
| 18・19歳 | 55.5  | 56.0  | 56.2  | 54.9  | 49.0  | 45.4  |

## 5 外国人被疑事件



(1) 通常受理人員（統計表第15、16、21、22表関係）

令和6年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は23,542人で、前年に比べると8.2%（1,775人）増加している。

罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は12.0%（1,324人）、特別法犯は4.2%（451人）それぞれ増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

| 罪 種     | 人 員    | 構成比（%） | 対前年比（%） |
|---------|--------|--------|---------|
| 総 数     | 23,542 | 100.0  | 8.2     |
| 刑 法 犯   | 12,369 | 52.5   | 12.0    |
| 特 別 法 犯 | 11,173 | 47.5   | 4.2     |

令和6年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、ベトナム、中国、韓国・朝鮮、フィリピンが上位を占める。

前年に比べると、インドネシア（70.7%、275人）、スリランカ（52.1%、170人）、フィリピン（22.3%、250人）などがそれぞれ増加し、ペルー（6.8%、28人）が減少している。

表22 国籍別通常受理人員

| 国 籍           | 人 員    | 構成比（%） | 対前年比（%） |
|---------------|--------|--------|---------|
| 総 数           | 23,542 | 100.0  | 8.2     |
| ベ ト ナ ム       | 6,750  | 28.7   | 0.3     |
| 中 国           | 4,385  | 18.6   | 2.3     |
| 韓 国 ・ 朝 鮮     | 2,543  | 10.8   | 8.4     |
| フ ィ リ ピ ン     | 1,371  | 5.8    | 22.3    |
| ブ ラ ジ ル       | 1,349  | 5.7    | 1.3     |
| タ イ           | 1,067  | 4.5    | 17.3    |
| イ ン ド ネ シ ア   | 664    | 2.8    | 70.7    |
| ア メ リ カ 合 衆 国 | 582    | 2.5    | 11.7    |
| ス リ ラ ン カ     | 496    | 2.1    | 52.1    |
| ペ ル ー         | 381    | 1.6    | -6.8    |
| そ の 他         | 3,954  | 16.8   | 16.5    |

令和6年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は18,722人で、前年から1,259人増加している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は12.3%（976人）、特別法犯は3.0%（283人）それぞれ増加している。

また、令和6年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は79.5%で、前年に比べると0.7ポイント減少しており、罪種別では、刑法犯は71.9%で0.2ポイント上昇し、特別法犯は88.0%で1.0ポイント減少している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

| 罪 種     | 人 員    | 構成比（%） | 対前年比（%） | 外国人被疑事件中に占める割合（%） |
|---------|--------|--------|---------|-------------------|
| 総 数     | 18,722 | 100.0  | 7.2     | 79.5              |
| 刑 法 犯   | 8,895  | 47.5   | 12.3    | 71.9              |
| 特 別 法 犯 | 9,827  | 52.5   | 3.0     | 88.0              |

令和6年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、ベトナム、中国などが上位を占める。

前年に比べると、インドネシア（69.5%、266人）、スリランカ（52.8%、168人）、アメリカ合衆国（17.4%、50人）、フィリピン（17.1%、142人）などがそれぞれ増加している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

| 国 籍       | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) | 外国人被疑事件中に<br>占める割合 (%) |
|-----------|--------|---------|----------|------------------------|
| 総 数       | 18,722 | 100.0   | 7.2      | 79.5                   |
| ベ ト ナ ム   | 6,652  | 35.5    | 0.4      | 98.5                   |
| 中 国       | 3,288  | 17.6    | -0.3     | 75.0                   |
| タ イ       | 999    | 5.3     | 16.8     | 93.6                   |
| フ ィ リ ピ ン | 973    | 5.2     | 17.1     | 71.0                   |
| ブ ラ ジ ル   | 880    | 4.7     | -5.0     | 65.2                   |
| 韓 国 ・ 朝 鮮 | 667    | 3.6     | 2.1      | 26.2                   |
| インドネシア    | 649    | 3.5     | 69.5     | 97.7                   |
| ス リ ラ ン カ | 486    | 2.6     | 52.8     | 98.0                   |
| アメリカ合衆国   | 338    | 1.8     | 17.4     | 58.1                   |
| ペ ル ー     | 214    | 1.1     | -17.4    | 56.2                   |
| そ の 他     | 3,576  | 19.1    | 18.0     | 90.4                   |

## (2) 罪名別通常受理人員（統計表第16、22表関係）

令和6年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べ、刑法犯では、不同意わいせつ・不同意性交等（37.4%、140人）、盗品等関係（29.8%、48人）、公務執行妨害（28.4%、31人）などが増加し、賭博・富くじ（26.1%、6人）が減少している。特別法犯では、覚醒剤取締法（26.0%、204人）、麻薬及び向精神薬取締法（13.6%、50人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（11.0%、20人）などが増加し、売春防止法（53.1%、17人）、関税法（5.4%、17人）が減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法が26.8%と最も高く、次いで窃盗が22.5%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

| 罪 名                     | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|-------------------------|--------|---------|----------|
| 総 数                     | 23,542 | 100.0   | 8.2      |
| 刑 法 犯                   | 12,369 | 52.5    | 12.0     |
| 公 務 執 行 妨 害             | 140    | 0.6     | 28.4     |
| 住 居 侵 入                 | 384    | 1.6     | 1.9      |
| 文 書 偽 造                 | 204    | 0.9     | 4.6      |
| 不同意わいせつ・不同意性交等          | 514    | 2.2     | 37.4     |
| 賭 博 ・ 富 く じ             | 17     | 0.1     | -26.1    |
| 殺 人                     | 107    | 0.5     | 16.3     |
| 傷 害                     | 2,274  | 9.7     | 3.2      |
| 窃 盗                     | 5,286  | 22.5    | 13.1     |
| 強 盗                     | 207    | 0.9     | 6.2      |
| 詐 欺                     | 949    | 4.0     | 10.2     |
| 恐 喝                     | 63     | 0.3     | 3.3      |
| 横 領 ・ 背 任               | 369    | 1.6     | 26.8     |
| 盗 品 等 関 係               | 209    | 0.9     | 29.8     |
| 暴力行為等処罰に関する法律           | 139    | 0.6     | 6.1      |
| そ の 他 の 刑 法 犯           | 1,507  | 6.4     | 16.2     |
| 特 別 法 犯                 | 11,173 | 47.5    | 4.2      |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 202    | 0.9     | 11.0     |
| 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法   | 292    | 1.2     | 2.1      |
| 売 春 防 止 法               | 15     | 0.1     | -53.1    |
| 大 麻 取 締 法               | 684    | 2.9     | 5.6      |
| 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法   | 418    | 1.8     | 13.6     |
| 覚 醒 剤 取 締 法             | 988    | 4.2     | 26.0     |
| あ ら ぬ 法                 | 2      | 0.0     | 0.0      |
| 関 税 法                   | 300    | 1.3     | -5.4     |
| 出入国管理及び難民認定法            | 6,308  | 26.8    | 0.8      |
| そ の 他 の 特 別 法 犯         | 1,964  | 8.3     | -1.7     |

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和6年における全被疑者の通常受理人員（292,519人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は8.0%で、前年に比べると、0.4ポイント上昇している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、盗品等関係（21.8%）、文書偽造（8.9%）、強盗（7.8%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（93.5%）、関税法（53.7%）などが高い割合を示している。

令和6年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、公務執行妨害（42.4%、28人）、不同意わいせつ・不同意性交等（31.0%、94人）、盗品等関係（30.7%、42人）が増加し、賭博・富くじ（30.8%、4人）、恐喝（6.3%、2人）が減少している。特別法犯では、覚醒剤取締法（25.4%、151人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（11.4%、14人）、麻薬及び向精神薬取締法（10.7%、35人）が増加し、売春防止法（63.2%、12人）、関税法（10.1%、29人）が減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

| 罪 名                       | 人 員    | 構成比（%） | 対前年比（%） |
|---------------------------|--------|--------|---------|
| 総数                        | 18,722 | 100.0  | 7.2     |
| 刑法犯                       | 8,895  | 47.5   | 12.3    |
| 公務執行妨害                    | 94     | 0.5    | 42.4    |
| 住居侵入                      | 300    | 1.6    | 1.7     |
| 文書偽造                      | 162    | 0.9    | 3.8     |
| 不同意わいせつ・不同意性交等            | 397    | 2.1    | 31.0    |
| 賭博・富くじ                    | 9      | 0.0    | -30.8   |
| 殺人                        | 87     | 0.5    | 16.0    |
| 傷害                        | 1,428  | 7.6    | 4.2     |
| 窃盗                        | 3,908  | 20.9   | 12.1    |
| 強盗                        | 150    | 0.8    | 1.4     |
| 詐欺                        | 729    | 3.9    | 14.1    |
| 恐喝                        | 30     | 0.2    | -6.3    |
| 横領・背任                     | 243    | 1.3    | 23.4    |
| 盗品等関係                     | 179    | 1.0    | 30.7    |
| 暴力行為等処罰に関する法律             | 101    | 0.5    | 27.8    |
| その他の刑法犯                   | 1,078  | 5.8    | 16.8    |
| 特別法犯                      | 9,827  | 52.5   | 3.0     |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反 | 137    | 0.7    | 11.4    |
| 銃砲刀剣類所持等取締法               | 211    | 1.1    | 2.4     |
| 売春防止法                     | 7      | 0.0    | -63.2   |
| 大麻取締法                     | 518    | 2.8    | 4.9     |
| 麻薬及び向精神薬取締法               | 361    | 1.9    | 10.7    |
| 覚醒剤取締法                    | 745    | 4.0    | 25.4    |
| あへん法                      | 2      | 0.0    | 0.0     |
| 関税法                       | 259    | 1.4    | -10.1   |
| 出入国管理及び難民認定法              | 6,230  | 33.3   | 0.7     |
| その他の特別法犯                  | 1,357  | 7.2    | 3.7     |

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和6年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、盗品等関係（85.6%）、殺人（81.3%）、文書偽造（79.4%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（98.8%）、麻薬及び向精神薬取締法（86.4%）、関税法（86.3%）などが高い割合を示している。

## 6 被疑者の逮捕・勾留

### （1）逮捕（統計表第41、43表関係）

令和6年に既済となった被疑事件（※）の人員のうち、逮捕された者は106,544人で、前年に比べると1.8%（1,925人）増加し、同年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は36.5%で前年より0.4ポイント低下した。

（※）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る（表27）と、逮捕された者の人員は、刑法犯は3.1%（2,360人）増加し、特別法犯は1.6%（435人）減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は37.6%で前年より0.9ポイント低下し、特別法犯も33.8%で前年より0.7ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

| 罪 種     | 総 数     | 逮捕 され た 者 |                 |         | 逮捕 され な か っ た 者 |                 |         |
|---------|---------|-----------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|---------|
|         |         | 人 員       | 総数に対する<br>割合(%) | 対前年比(%) | 人 員             | 総数に対する<br>割合(%) | 対前年比(%) |
| 総 数     | 291,555 | 106,544   | 100.0           | 1.8     | 185,011         | 100.0           | 3.5     |
| 刑 法 犯   | 210,803 | 79,247    | 74.4            | 3.1     | 131,556         | 71.1            | 7.3     |
| 特 別 法 犯 | 80,752  | 27,297    | 25.6            | -1.6    | 53,455          | 28.9            | -4.8    |

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、令和元年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

| 区 分       | 令和<br>元年 | 2 年   | 3 年   | 4 年   | 5 年   | 6 年   |
|-----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 数       | 100.0    | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 逮捕 され た 者 | 38.5     | 37.4  | 36.6  | 36.7  | 36.9  | 36.5  |
| 逮捕されなかった者 | 61.5     | 62.6  | 63.4  | 63.3  | 63.1  | 63.5  |

令和6年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び総数に対する割合を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は7,620人（22.4%）、同成人は98,911人（40.4%）であり、前年に比べると、少年は9.7%（671人）、成人は1.3%（1,255人）それぞれ増加している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男性は94,082人（39.6%）、同女性12,462人（29.4%）であり、前年に比べると、男性は1.9%（1,797人）、女性は1.0%（128人）それぞれ増加している。

令和6年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が135人（0.1%）、警察から身柄送致が100,600人（94.4%）、警察で身柄釈放が5,809人（5.5%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が3.8%（5人）、警察から身柄送致が2.3%（2,217人）それぞれ増加し、警察で身柄釈放が4.9%（297人）減少している。

表29 逮捕された人員

| 区 分             | 人 員     | 構成比(%) | 対前年比(%) |
|-----------------|---------|--------|---------|
| 総 数             | 106,544 | 100.0  | 1.8     |
| 検 察 庁 逮 捕       | 135     | 0.1    | 3.8     |
| 警 察 か ら 身 柄 送 致 | 100,600 | 94.4   | 2.3     |
| 警 察 で 身 柄 釈 放   | 5,809   | 5.5    | -4.9    |

また、令和6年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は55,528人（52.1%）、不起訴は44,199人（41.5%）、中止は41人（0.0%）、家庭裁判所送致は6,776人（6.4%）であり、前年に比べると、起訴は3.7%（1,994人）増加し、不起訴は1.4%（647人）減少している。

## (2) 勾留（統計表第41、42、44表関係）

令和6年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は95,512人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の94.8%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は91,358人で、勾留請求した者の95.7%を占めている。

また、勾留された者（※）は91,388人で、前年に比べると2.1%（1,944人）増加している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

令和6年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、勾留中公判請求は39,107人（42.8%）、勾留中略式命令請求は6,290人（6.9%）、勾留中家裁送致は4,498人（4.9%）、釈放は41,485人（45.4%）であり、前年に比べ、勾留中公判請求は5.4%（1,997人）、勾留中家裁送致は9.7%（396人）それぞれ増加し、勾留中略式命令請求は3.6%（234人）、釈放は0.5%（216人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

| 区 分           | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|---------------|--------|---------|----------|
| 総 数           | 91,388 | 100.0   | 2.2      |
| 勾 留 中 公 判 請 求 | 39,107 | 42.8    | 5.4      |
| 勾留中略式命令請求     | 6,290  | 6.9     | -3.6     |
| 勾 留 中 家 裁 送 致 | 4,498  | 4.9     | 9.7      |
| 釈 放           | 41,485 | 45.4    | -0.5     |
| そ の 他         | 8      | 0.0     | 14.3     |

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は5,899人（14.2%）、不起訴は34,393人（82.9%）、中止は31人（0.1%）、家庭裁判所送致は1,162人（2.8%）である。

令和6年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は51,305人（56.1%）、不起訴は34,508人（37.8%）、中止は31人（0.0%）、家庭裁判所送致は5,544人（6.1%）であり、前年に比べ、起訴は3.6%（1,795人）増加し、不起訴は0.8%（290人）減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

| 既 済 事 由   | 人 員    | 構成比 (%) | 対前年比 (%) |
|-----------|--------|---------|----------|
| 総 数       | 91,388 | 100.0   | 2.2      |
| 起 訴       | 51,305 | 56.1    | 3.6      |
| 不 起 訴     | 34,508 | 37.8    | -0.8     |
| 起 訴 猶 予   | 22,922 | 25.1    | -2.4     |
| 嫌 疑 不 十 分 | 10,621 | 11.6    | 4.1      |
| そ の 他     | 965    | 1.1     | -12.4    |
| 中 止       | 31     | 0.0     | -26.2    |
| 家 裁 送 致   | 5,544  | 6.1     | 8.8      |

令和6年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,467人（1.6%）、10日以内は25,870人（28.3%）、15日以内は4,262人（4.7%）、20日以内は59,615人（65.2%）、25日以内は21人（0.0%）、25日を超えるは153人（0.2%）である。

なお、令和6年において勾留期間の延長を請求した者は64,282人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は64,099人で、延長を請求した者の99.7%を占める。また、勾留期間の延長を許可された者のうち、起訴は36,973人で、延長が許可された者の57.7%を占める。

## 7 被疑者の前科関係

### (1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

令和6年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は140,026人で全体の66.6%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に前年と比べると、刑法犯は34.7%で1.4ポイント減少し、特別法犯は30.4%で0.7ポイント増加している。

（※）前科不詳者、法人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

| 区 分     | 総 数     | 初 犯 者   | 前 科 者  |
|---------|---------|---------|--------|
| 総 数     | 210,102 | 140,026 | 70,076 |
| 男       | 178,309 | 114,367 | 63,942 |
| 女       | 31,793  | 25,659  | 6,134  |
| 刑 法 犯   | 144,758 | 94,529  | 50,229 |
| 男       | 121,149 | 75,706  | 45,443 |
| 女       | 23,609  | 18,823  | 4,786  |
| 特 別 法 犯 | 65,344  | 45,497  | 19,847 |
| 男       | 57,160  | 38,661  | 18,499 |
| 女       | 8,184   | 6,836   | 1,348  |

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、令和元年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

| 区 分   | 令和元年  | 2年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 数   | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 初 犯 者 | 62.3  | 62.7  | 63.4  | 63.6  | 63.9  | 65.7  |
| 前 科 者 | 37.7  | 37.3  | 36.6  | 36.4  | 36.1  | 34.7  |

令和6年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、構成比が高い罪名から順に、初犯者は収賄・贈賄（87.0%）、不同意わいせつ・不同意性交等（77.1%）、殺人（75.1%）、賭博・富くじ（74.7%）、文書偽造（72.6%）、前科者は公務執行妨害（43.0%）、恐喝（41.3%）、窃盗（40.7%）などである。

また、前年に比べると、初犯者は不同意わいせつ・不同意性交等37.5%（1,097人）、殺人24.8%（51人）が、前科者は不同意わいせつ・不同意性交等21.8%（213人）、詐欺4.8%（179人）などがそれぞれ増加している。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

| 罪 名                         | 初 犯 者 | 前 科 者 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 公 務 執 行 妨 害                 | 57.0  | 43.0  |
| 放 火                         | 69.4  | 30.6  |
| 住 居 侵 入                     | 65.9  | 34.1  |
| 文 書 偽 造                     | 72.6  | 27.4  |
| 不 同 意 わ い せ つ ・ 不 同 意 性 交 等 | 77.1  | 22.9  |
| 賭 博 ・ 富 く じ                 | 74.7  | 25.3  |
| 収 賄 ・ 贈 賄                   | 87.0  | 13.0  |
| 殺 人                         | 75.1  | 24.9  |
| 傷 害                         | 68.8  | 31.2  |
| 脅 迫                         | 61.7  | 38.3  |
| 窃 盗                         | 59.3  | 40.7  |
| 強 盗                         | 68.8  | 31.2  |
| 詐 欺                         | 66.4  | 33.6  |
| 恐 喝                         | 58.7  | 41.3  |
| 横 領 ・ 背 任                   | 72.1  | 27.9  |
| 盗 品 等 関 係                   | 67.9  | 32.1  |
| 毀 棄 ・ 隠 匿                   | 64.6  | 35.4  |
| 暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律    | 63.9  | 36.1  |

注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。

令和6年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、公職選挙法（82.2%）、売春防止法（80.9%）、薬事法（79.9%）など、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法（81.4%）、覚醒剤取締法（74.7%）である。

## （2）初犯者、前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

令和6年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は41.1%（前年40.4%）、特別法犯は49.1%（同47.0%）であり、前科者では刑法犯は60.0%（同58.5%）、特別法犯は68.3%（同65.3%）である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、殺人（83.7%）、収賄・贈賄（83.3%）、強盗（82.8%）などであり、前科者では、殺人（89.4%）、強盗（88.1%）、収賄・贈賄（77.8%）などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

| 罪 名            | 初 犯 者 | 前 科 者 |
|----------------|-------|-------|
| 公務執行妨害         | 44.6  | 59.2  |
| 放火             | 61.0  | 75.5  |
| 住居侵入           | 40.8  | 58.6  |
| 文書偽造           | 53.5  | 70.4  |
| 不同意わいせつ・不同意性交等 | 48.4  | 64.2  |
| 賭博・富くじ         | 51.6  | 71.0  |
| 収賄・贈賄          | 83.3  | 77.8  |
| 殺害             | 83.7  | 89.4  |
| 傷害             | 30.0  | 41.2  |
| 脅迫             | 39.5  | 53.2  |
| 窃盗             | 40.2  | 65.8  |
| 強盗             | 82.8  | 88.1  |
| 詐欺             | 64.6  | 72.7  |
| 恐喝             | 41.4  | 48.2  |
| 横領・背任          | 22.4  | 33.7  |
| 盗品等関係          | 41.6  | 54.8  |
| 毀棄・隠匿          | 45.5  | 58.6  |
| 暴力行為等処罰に関する法律  | 26.6  | 48.3  |

- (注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・不同意性交等をそれぞれ含む。  
2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率を見ると、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、覚醒剤取締法（89.6%）、麻薬及び向精神薬取締法（82.9%）、道路運送法（82.7%）などであり、前科者では、覚醒剤取締法（92.1%）、麻薬及び向精神薬取締法（87.0%）、道路運送法（84.4%）などである。

## 8 検察官の上訴

### (1) 控訴（統計表第59、60表関係）

令和6年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は43人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は38人で、検察官が控訴した被告事件の88.3%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、令和6年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が43.9%と最も高く、次いで控訴棄却が40.4%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

| 既 済 事 由    | 人 員 | 構成比 (%) |
|------------|-----|---------|
| 総 数        | 57  | 100.0   |
| 破 棄 自 判    | 25  | 43.9    |
| 破棄差戻し・破棄移送 | 5   | 8.8     |
| 控 訴 棄 却    | 23  | 40.4    |
| 控 訴 取 下 げ  | 1   | 1.8     |
| そ の 他      | 3   | 5.3     |

検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の20人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は4人（20.0%）、無罪となった人員及び公訴棄却となった人員は0人（0.0%）、破棄差戻し・破棄移送は1人（5.0%）、控訴棄却は15人（75.0%）である。

また、原判決が有罪の30人について、破棄自判により原判決より刑を重くした人員は4人（13.3%）、刑が同じ人員は9人（30.0%）、刑を軽くした人員は0人（0.0%）、公訴棄却は3人（10.0%）、破棄差戻し・破棄移送は4人（13.3%）、控訴棄却は6人（20.0%）、その他は3人（10.0%）である。

### (2) 上告（統計表第59、61表関係）

令和6年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は12人である。また、検察官が上告した被告事件で、令和6年において既済となった人員は5人である。

## 9 確定裁判と刑の執行猶予

### (1) 確定裁判（統計表第63表関係）

令和6年において確定裁判を受けた人員は203,801人で、前年に比べると0.9%（1,811人）増加している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較する（表37）と、無罪（21.5%、17人）、禁錮（15.9%、429人）などは増加し、拘留（80.0%、4人）、死刑（33.3%、1人）などは減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

| 刑の種類等   |  | 人 員     | 構成比（%） | 対前年比（%） |
|---------|--|---------|--------|---------|
| 総 数     |  | 203,801 | 100.0  | 0.9     |
| 死 刑     |  | 2       | 0.0    | -33.3   |
| 懲 役     |  | 42,453  | 20.8   | 8.2     |
| 禁 錮     |  | 3,132   | 1.5    | 15.9    |
| 罰 金     |  | 156,550 | 76.8   | -1.1    |
| 拘 留     |  | 1       | 0.0    | -80.0   |
| 科 料     |  | 1,235   | 0.6    | -2.3    |
| 無 罪     |  | 96      | 0.0    | 21.5    |
| 公 訴 棄 却 |  | 331     | 0.2    | -8.1    |
| そ の 他   |  | 1       | 0.0    | -66.7   |

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、令和元年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、令和4年までは懲役、禁錮及び罰金のいずれも低下傾向にあったが、令和5年から懲役及び禁錮が上昇しており、令和6年は特に禁錮が14ポイント上昇している。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

| 刑 の 種 類 |  | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年  |
|---------|--|------|----|----|----|----|-----|
| 懲 役     |  | 100  | 96 | 95 | 84 | 85 | 92  |
| 禁 錮     |  | 100  | 89 | 87 | 86 | 88 | 102 |
| 罰 金     |  | 100  | 89 | 85 | 81 | 81 | 81  |

（注）令和元年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、令和元年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役の実刑については、令和3年、令和4年と上昇傾向にあったが、令和5年から低下している。なお、懲役の実刑は、令和5年から1.0ポイント低下している。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

| 区 分 |        | 令和元年  | 2年    | 3年    | 4年    | 5年    | 6年    |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 懲 役 | 計      | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
|     | 実 刑    | 36.0  | 35.7  | 35.9  | 36.3  | 35.4  | 34.4  |
|     | 一部 猶 予 | 3.1   | 2.9   | 2.3   | 1.9   | 1.5   | 1.4   |
|     | 全部 猶 予 | 60.8  | 61.4  | 61.7  | 61.8  | 63.2  | 64.2  |
| 禁 錮 | 計      | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
|     | 実 刑    | 1.8   | 1.7   | 1.7   | 1.9   | 1.6   | 1.2   |
|     | 一部 猶 予 | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
|     | 全部 猶 予 | 98.2  | 98.3  | 98.3  | 98.1  | 98.4  | 98.8  |

令和6年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る（表40）と、前年と比較して、懲役では、10年以下が32.0%、15年以下が17.6%、5年以下が9.0%などそれぞれ増加し、無期が41.2%、20年を超えるが5.0%などそれぞれ減少した。また、禁錮では、いずれも減少しており、3年を超えるが66.7%、3年以下が9.1%減少した。



表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

| 区 分 |          | 人 員    | 構成比 (%) |
|-----|----------|--------|---------|
| 懲 役 | 計        | 14,602 | 100.0   |
|     | 1 年 以 下  | 3,812  | 26.1    |
|     | 3 年 以 下  | 7,722  | 52.9    |
|     | 5 年 以 下  | 2,037  | 14.0    |
|     | 10 年 以 下 | 842    | 5.8     |
|     | 15 年 以 下 | 120    | 0.8     |
|     | 20 年 以 下 | 40     | 0.3     |
|     | 20 年を超える | 19     | 0.1     |
|     | 無 期      | 10     | 0.1     |
| 禁 錮 | 計        | 38     | 100.0   |
|     | 1 年 以 下  | 7      | 18.4    |
|     | 3 年 以 下  | 30     | 78.9    |
|     | 3 年を超える  | 1      | 2.6     |
|     | 無 期      | -      | -       |

(注) 刑の執行猶予を除く。

## (2) 刑の執行猶予（統計表第68、69、70、71、72、73、74、75表関係）

令和6年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は30,357人で、前年に比べると10.6%（2,906人）増加している。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、懲役が591人で前年と比べると3.5%（20人）増加し、禁錮は計上がなかった。

自由刑について、刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると、懲役が27,260人（89.8%）、禁錮が3,094人（10.2%）であり、前年と比べると、懲役が10.0%（2,471人）、禁錮が16.3%（434人）それぞれ増加している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る（表41、表42）と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が69.0%と最も高く、次いで4年以上が19.6%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が89.8%と最も高く、次いで3年以上が9.3%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

| 執行猶予期間  |  | 人 員    | 構成比 (%) |
|---------|--|--------|---------|
| 計       |  | 30,357 | 100.0   |
| 1 年 以 上 |  | 7      | 0.0     |
| 2 年 以 上 |  | 935    | 3.1     |
| 3 年 以 上 |  | 20,948 | 69.0    |
| 4 年 以 上 |  | 5,935  | 19.6    |
| 5 年     |  | 2,532  | 8.3     |

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

| 執行猶予期間  |  | 人 員 | 構成比 (%) |
|---------|--|-----|---------|
| 計       |  | 591 | 100.0   |
| 1 年 以 上 |  | 5   | 0.8     |
| 2 年 以 上 |  | 531 | 89.8    |
| 3 年 以 上 |  | 55  | 9.3     |
| 4 年 以 上 |  | 0   | 0.0     |
| 5 年     |  | 0   | 0.0     |

令和6年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は3,019人（取り消された刑の種類は、懲役3,003人、禁錮16人）で、前年に比べると67人（2.3%）増加している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は2,849人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.4%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は339人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の11.9%を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は225人で、そのうち、211人が覚醒剤取締法による刑の一部の執行猶予によるものであった。